

桑名市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第2号

桑名市情報公開条例の一部を改正する条例

桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「条例」の次に「若しくは桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用し、同日前の公文書の開示の請求については、なお従前の例による。